

情報通信格差是正事業費補助金交付要綱について【補足事項】

1 定義について

(1) 情報通信格差是正事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3条第2号アの「一般放送事業者の行うテレビジョン放送が1波も良好に受信することができない」とは、当該地域を放送対象地域としている一般放送事業者の地上系テレビジョン放送の全部が難視聴であること（広域放送の放送対象地域においては、その放送の全部が難視聴であること。）をいい、当該放送を行うテレビジョン放送局（中継局を含む。）の電界強度（地上4mの高さにおけるテレビジョン信号の同期信号波形の尖頭値により得られた値とする。）が次の基準に達しないことをいう。

- ① 90MHzから222MHzまでの周波数の電波を使用して行われる放送（VHF放送）の場合 … 0.5mV/m
- ② 470MHzから770MHzまでの周波数の電波を使用して行われる放送（UHF放送）の場合 … 3.0mV/m

(2) 交付要綱第3条第3号の「地域における公共施設等を結ぶ情報通信ネットワーク基盤となる施設及び設備の設置の事業」（以下この号において「施設整備事業」という。）には、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、ITビジネスモデル地区（総情地第213号（平15.1.16）「ITビジネスモデル地区構想について」通達により総務大臣が指定した地区をいう。）に係る施設整備事業を行う都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を当該都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させること、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金交付要綱第3条第2号に規定する加入者系光ファイバ網設備整備事業を併せて行う市町村が、施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を当該市町村以外の者に利用させること、施設整備事業を行う都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を地域住民のニーズに即した映像情報等を提供するための施設及び設備の整備の事業を行う者に利用させること並びに都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が、当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部を高速・超高速インターネットアクセスを可能とする加入者系設備の整備の事業又は移動通信用の無線局の開設に必要な中継系伝送路の整備の事業を行う者に利用させることを含むものとする。

また、施設整備事業において、上記以外の都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が当該施設整備事業で設置した施設及び設備の一部に未利用部分が生じた場合には、当該都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させることができる。

2 交付額について

交付要綱第5条の表において「市町村に対し、都道府県が補助対象経費の3分の1以上を補助する場合」のように規定する場合の「補助対象経費の3分の1以上」等及び「第三セクター法人に対し、都道府県又は市町村が補助対象経費の4分の1以上を補助する場合」のように規定する場合の「補助対象経費の4分の1以上」等には、情報通信格差是正事業に関し国が都道府県又は市町村に交付する補助金充当額が含まれる。

3 交付の申請について

- (1) 交付要綱第6条の規定に基づく交付申請は、交付を受けようとする事業の区分（移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業又は地域イントラネット基盤施設整備事業の別）ごとに行うものとする。
- (2) 交付要綱第6条の「大臣が別に定める日」は、原則として6月30日とする。
- (3) 様式第1号の添付資料のうち、市町村の当該補助事業に関する規程又は要綱が整備されていない場合は、当該補助事業の伺い定め文書の写しをもってこれに代えることができるものとする。

4 財産の処分制限期間について

- (1) 交付要綱第18条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。
- (2) 交付要綱第19条第1項第1号の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）が定めるところによるものとする。

5 交付対象施設等について

- (1) 交付要綱別表の各項の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。
- (2) 交付要綱別表の1の(1)のイの(キ)の「伝送用専用線」には、最寄りの交換局等に至るまでの間において一体的に機能する施設・設備が含まれる。
- (3) 交付要綱別表の1の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の1のとおりとする。

(4) 交付要綱別表の2のテレビ放送中継施設の設置を行うものの項の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の2のアのとおりとする。

(5) 交付要綱別表の2のテレビ放送共同受信施設の設置を行うものの項の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の2のイのとおりとする。

(6) 交付要綱別表の3の地域イントラネット基盤施設整備事業の項の(1)のイの「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙の3のとおりとする。

6 交付要綱第20条で定める「大臣が別に定める基準」は次のとおりとする。

(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流出、全焼又は半焼した建物の取り壊し並びに建物以外の工作物を取り壊し及び設備の廃棄による財産処分である場合。

(2) 以下の要件を満たす財産処分である場合。

① 国庫補助事業完了後10年を越える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）、老人福祉施設、障害者福祉施設、特定非営利活動法人（NPO）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

② 補助事業者と同一の都道府県、市町村（市町村の属する都道府県を含む。）及び都道府県又は市町村の連携主体並びに間接補助事業者と同一の市町村への無償による転用であること。

(3) (2)以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ地域住民の利便の向上に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合。

① 移動通信用鉄塔施設

ア 情報通信格差是正事業により取得した資産（以下「是正事業」という。）により移動通信サービスを行っている電気通信事業者が対象地域の加入者の増加等に応じるための設備を増設する場合

イ 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者がデジタル方式携帯電話等の新たな移動通信サービスを提供するための設備を追加する場合

ウ 是正事業により移動通信サービスを行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が移動通信サービスを提供するための設備を設置する場合

エ 地方自治体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

② 民放テレビ放送中継施設

ア 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、当該中継施設から放

送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設を設置する場合。

イ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、防災行政無線等の地方自治体の行政目的を遂行するための電気通信設備を設置する場合。

ウ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、電気通信事業者が移動通信サービスを提供するための設備を設置する場合。

エ 是正事業により設置された民放テレビ放送中継施設に、当該中継施設から放送をしている放送事業者が地上デジタルテレビ放送への移行に伴い、地上デジタル放送を行うための施設を設置する場合。

③ 民放中波ラジオ放送中継施設

ア 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、当該中継施設から放送している放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための設備を設置する場合。

イ 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、防災行政無線等の地方自治体の行政目的を遂行するための電気通信設備を設置する場合。

ウ 是正事業により設置された民放中波ラジオ放送中継施設に、当該中継施設が設置されている敷地の一部を公共的な目的のために利用する場合であって、中波ラジオ放送の空中線の電気的特性に変化を生じさせず、かつ、目的外で利用する敷地には、電波法施行規則第21条の3に従い必要な安全施設の設置がなされている場合。

④ 都市受信障害解消施設

ア 是正事業により都市受信障害解消を行っている者が、是正事業により設置された都市受信障害解消施設を使用して新たな有線放送の業務又は電気通信役務の提供を行う場合。

イ 是正事業により都市受信障害解消を行っている者以外の者が、是正事業により設置された都市受信障害解消施設を使用して新たな有線放送の業務又は電気通信役務の提供を行う場合。

(4) 現に補助金が交付又は交付決定されている地域イントラネット基盤施設整備事業及び広域的な地域情報通信ネットワーク基盤施設整備事業において、情報通信に係る地域格差を是正し、情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図るため、都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体が本事業で設置した施設及び設備の一部を当該都道府県、市町村、第三セクター法人又は都道府県若しくは市町村の連携主体以外の者に利用させる場合。

(5) (4)以外の場合であって、目的外利用において、施設を利用しようとする者が補助事業者又は間接補助事業者と異なる場合には、補助事業者又は間接補助事業者から貸与を受けて利用することとする。この場合において、補助事業者又は間接補助事業者が利用者から貸与料金を徴収する場合は、維持・管理に要する経費のみとすること。

7 その他

- (1) 交付要綱に定める様式第1号から様式第12号までの用紙は、日本工業規格A列4番によるものとする（添付書類等を除く。）。
- (2) 平成13年6月5日以前に行われた電気通信格差是正事業（移動通信用鉄塔施設整備事業、民放テレビ放送難視聴解消事業、民放中波ラジオ放送受信障害解消事業、都市受信障害解消事業、地域イントラネット基盤整備事業及び広域的地域情報通信ネットワーク基盤整備事業に限る。）により整備された施設の財産処分の承認についても、情報通信格差是正事業補助金交付要綱の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月17日から施行する。

別紙

交付要綱別表の各項の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

1 移動通信用鉄塔施設整備事業関係

- (1) 構内柱
- (2) 接地線
- (3) 屋外照明施設
- (4) マンホール
- (5) 空調設備
- (6) 監視設備
- (7) 航空標識灯設備
- (8) 消火設備
- (9) 水道施設
- (10) 貯水タンク
- (11) ろか器
- (12) 洗面・手洗施設
- (13) 仮眠施設
- (14) (1)から(13)までに掲げるものに類する施設・設備

2 民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業関係

ア 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業（テレビ放送中継施設の設置を行うもの）関係

- (1) 1の(1)から(13)までに掲げるもの
- (2) 予備送受信機
- (3) 予備アンテナ
- (4) モニターテレビ
- (5) 修理工具
- (6) 混信対策防止装置
- (7) (1)から(6)までに掲げるものに類する施設・設備

イ 民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業（テレビ放送共同受信施設の設置を行うもの）関係

- (1) 1の(1)から(13)まで並びに2の(4)及び(5)に掲げるもの
- (2) (1)に掲げるものに類する施設・設備

3 地域イントラネット基盤施設整備事業関係

- (1) 1の(2)から(6)まで及び(8)から(12)まで並びに2の(2)、(4)及び(5)に掲げるもの
- (2) 電源設備（予備電源設備を含む。）
- (3) (1)及び(2)に掲げるものに類する施設・設備